

大分県障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条に規定に基づき、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消のための施策の実施に関し、関係機関等が情報共有を図ること等を目的に「大分県障がい者差別解消支援地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為（虐待行為を含む）の解消を図るための施策の実施について情報共有を行うこと。
- 2 啓発活動の推進、障がいのある人と障がいのない人の交流機会の提供その他必要な施策について協議を行うこと。
 - 3 特定相談の解決に向け必要な協議を行うこと。
 - 4 その他必要な事項について協議を行うこと。

(組織)

第3条 地域協議会は、国又は地方公共団体の機関、法人、その他の者のうち、別表に掲げる機関等により構成する。

(事務局)

第4条 地域協議会の事務局は、大分県福祉保健部障害福祉課に置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月31日から施行する。

改正後の要綱は、平成30年4月1日から施行する。

改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。

大分県障がい者差別解消支援地域協議会構成団体

	No.	団 体 名
当事者	1	一般社団法人大分県身体障害者福祉協会
	2	公益社団法人大分県精神保健福祉会
	3	公益社団法人大分県手をつなぐ育成会
	4	社会福祉法人大分県盲人協会
	5	社会福祉法人大分県聴覚障害者協会
	6	大分県自閉症協会
	7	大分盲導犬協会
福祉	8	社会福祉法人大分県社会福祉協議会
	9	公益社団法人大分県社会福祉士会
教育	10	一般財団法人大分県私学協会
	11	大分県教育庁特別支援教育課
医療	12	一般社団法人大分県医師会
事業者	13	大分県経営者協会
	14	大分県商工会議所連合会
	15	一般社団法人大分県宅地建物取引業協会
	16	一般社団法人大分県バス協会
	17	株式会社大分放送
法曹	18	大分県弁護士会
行政機関	19	大分地方法務局（人権擁護課）
	20	大分労働局（職業安定部 職業対策課）
	21	大分県警察本部
	22	大分県福祉保健部障害福祉課
	23	大分県福祉保健部障害者社会参加推進室